

令和4年度 奈良市 八条・大安寺周辺地区  
先端技術を活用したまちづくり検討業務委託  
(奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり検討事業(都づくり))  
業務説明書

## 1 業務の目的

奈良市八条・大安寺周辺地区には、奈良市を南北に縦断する高規格幹線道路である京奈和自動車道(大和北道路)の(仮称)奈良ICのほか、市内中心部とのアクセス道路となる都市計画道路西九条佐保線、合わせて整備されるJR関西本線の高架化及び新駅の設置が決まっている。

一方、まちづくりに関しては、奈良県と奈良市が共同で作成している「奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画(案)」の中で、「先端技術を活用した新産業創造拠点の形成」として、県市共同でまちの在り方を検討することとしている。

本業務では、県の新たな玄関口としての交通結節機能が形成される当該地区にふさわしいまちづくりについて、「先端技術を活用したまちの実現」をコンセプトに、具体的な方向性を検討するものとする。そのために、国内外の先進事例の調査を行うとともに、当該地区の面整備状況や上述の先進事例調査を踏まえ、当該地区におけるまちづくりの具体的な方向性を検討するための検討会(以下「検討会」という。)の運営支援を行うものである。

## 2 業務概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 業務名    | 令和4年度 奈良市八条・大安寺周辺地区先端技術を活用したまちづくり検討業務委託(奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり検討事業(都づくり)) |
| (2) 業務番号   | 第042-委-1号   |
| (3) 業務場所   | 奈良市八条・大安寺町地内  |
| (4) 履行期間   | 契約締結の翌日から、令和5年3月24日(金)まで  |
| (5) 業務量の目安 | 5,500千円(税込み)を限度とする。   |

## 3 業務内容

- (1) 先端技術を活用したまちづくりの検討
- 交通結節機能を備えたグリーンフィールドにおける、モビリティサービス(物流含む)やまちづくりに関する国内外の先進事例について調査し、鉄道駅や高速道路のICを中心に関連する事例を整理する。
  - 地域活性化に向けた文化財の先端デジタル技術活用に関する国内外の先進事例について調査し、その利活用の目的別に整理する。
  - 上記を踏まえ、先端技術を活用したまちづくりについて検討する。
    - ▶ とりまとめ資料は、検討会での説明資料や住民等への説明資料として使用すること

を考慮に入れ、分かりやすくビジュアル化して取りまとめること。

▶ 検討会での意見等を踏まえ、臨機応変に事例収集の方法等を変更すること。

## (2) 検討会の運営支援

- ・ 「1 業務の目的」に記した検討会を行うに当たり、検討会資料の作成・印刷、会場設営及び議事録の作成等を行う。
- ・ 検討会は2回の開催を想定している。各回の議論テーマについては、まちづくりの具体的な方向性について一定の結論が得られるよう、受注者が検討し、発注者と協議の上、決定するものとする。
- ・ 検討会の会場設営費（会場は奈良市内とする。）、検討会の資料印刷費（出席者は各30名程度）及び運営費は受注者の負担とする。
- ・ 検討会に参加する有識者（4名程度）については、前年度まで開催していた「A I タウン特別検討会」の有識者を前提として発注者が委員就任依頼を行うが、受注者が選考・参加調整を行うものとする。
- ・ 有識者の検討会参加への報償費及び旅費交通費に関しては、本業務の委託費に含むものとする。
- ・ なお、有識者委員への報償費は10,900円/人日、旅費は実費とする。
- ・ 有識者等との日程調整は発注者が実施する。
- ・ 検討会は、有識者のほか、地域住民、地元経済界、民間事業者、県内大学（生）、県内行政職員など地域の関係者や多様な主体が参画することとし、発注者と調整のもと受注者が選考・参加調整を行うものとする。
- ・ 検討会には管理技術者が出席するものとする。
  - ▶ 検討会は原則として対面によるものとするが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、オンラインでの開催や委員のオンライン出席も可能とできるようにすること。

## (3) 報告書作成

- ・ 上記（1）～（2）にかかる検討結果を業務報告書として取りまとめるとともに、業務報告書の概要版を作成する。

## 4 成果品の提出

業務の成果品は、次のとおりとする。

### (1) 提出物

- ・ 業務報告書及び概要版

### (2) 体裁及び提出部数

- ・ 紙媒体（A4カラー簡易ファイル製本）：2部
- ・ 電子媒体 CD-RもしくはDVD-R：2枚

（ワード、エクセル、パワーポイント等の加工可能なデータ及びPDFデータの2

種類)

## 5 打ち合わせ協議

本業務における打ち合わせは、業務計画書提出時（1回）、中間打ち合わせ時（2回）（検討会の開催前）、成果品納入時（1回）の計4回行うものとする。また、打ち合わせには管理技術者が立ち会うものとする。

本業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行い、速やかに打ち合わせ記録簿を提出するものとする。また、業務中に発生する簡易な質疑応答等は打ち合わせ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な質疑応答・指示等があった場合については、記録簿を作成し提出するものとする。

なお、本打ち合わせは、原則として対面によるものとするが、やむを得ない事情がある場合や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、web会議等にて行うこともできる。

## 6 貸与資料等

### (1) 貸与資料

- ・ 第442-委-1号 令和3年度 奈良市八条・大安寺地区周辺まちづくり検討業務委託（A Iタウン検討事業（都づくり））（令和4年3月）
- ・ 第042-委-1号 令和2年度 奈良市八条・大安寺地区周辺まちづくり検討業務委託（A Iタウン検討事業（都づくり））（令和3年3月）

### (2) 参照資料

- ・ 「奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画（案）」

[https://www.pref.nara.jp/secure/267190/kihonkeikaku\\_an.pdf](https://www.pref.nara.jp/secure/267190/kihonkeikaku_an.pdf)

- ### (3) その他、業務実施において必要となる資料については、調査職員と協議の上、別途貸与（閲覧）するものとする。

## 7 業務上の注意事項

- (1) 本業務の履行にあたっては、「本業務説明書」及び「特定された技術提案書により作成する特記仕様書」によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。
- (2) 本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の履行に必要な経費は、本業務説明書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (4) 貸与された参考資料等は、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。
- (5) 受注者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- (6) 成果品及び業務遂行の過程で作成された図表、資料等の著作権等、一切の知的所有権は発注者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載について
- (7) ては、発注者の承諾を必要とする。
- (8) 委託契約完了後においても、成果品に誤りや不備があった場合は、受注者の責任において速やかに修正するものとする。

以上